

公益財団法人 江間忠・木材振興財団
令和 7 年度奨学金募集要項

1. 趣 旨

本財団は、森林・木材学分野を専攻する高校生、大学生及び大学院生で、学業優秀でありながら経済的理由により就学困難な者に対して奨学援助を行い、もって我が国社会の発展と豊かさの向上に貢献することを目的とする。

2. 特 徴

この奨学金の特徴は次のとおりです。

- (1) 奨学金は給付型とし、返還の義務はありません。
- (2) 奨学生の卒業後の就職、その他一切については、本人の自由とします。

3. 奨学生の応募資格

- (1) 本財団の理事会において指定した高等学校、大学及び大学院（以下、「学校」という。）に在籍している者
- (2) 本財団の定める学力基準及び家計基準を満たす者
- (3) 他の奨学金制度による奨学金の給付を本奨学金と併用して受けない者
（日本学生支援機構や地方公共団体など公的機関からの給付金を除く。詳細については大学・高校を通じてお問い合わせください。）

4. 採用人員

60名程度（継続給付生を含む）

5. 奨学金の額と支給の方法

- (1) 支給金額
月額 2 万円
- (2) 支給の期間
奨学生に採用したときから、原則として在学学校の正規の修学期間を終了するときまでの期間内とする。（高校生は 3 年生まで、大学学部生は 4 年生まで、大学院生は 2 年生まで。年度毎に生活状況報告書及び成績証明書を提出いただきます。）
- (3) 支給の時期
奨学金は、4 月に遡及して支給し、6 か月分を原則として、6 月末日及び 12 月末日の年 2 回に分けて支給する。

6. 奨学金の休止、停止又は廃止

奨学生が次の各号の一に該当するときは、奨学金の支給の休止、停止又は廃止をすることがあります。

- (1) 休学し、又は長期にわたって欠席したとき。
- (2) 学業又は性行などの状況により指導上必要があると認めたとき。
- (3) 傷い疾病などのため成業の見込みがなくなったとき。

- (4) 学業成績又は操行が不良となったとき。
- (5) 奨学金を必要としない理由が生じたとき。
- (6) 奨学生として適当でない事実があったとき。
- (7) 在学学校で処分を受け学籍を失ったとき。
- (8) その他奨学生としての資格を失ったとき。

7. 募集方法

学校を通じて募集します。学生からの直接応募は一切受け付けません。

※学内選考を実施します

8. 応募の手続 **提出期限: 令和7年4月18日(金) 提出先: 学生生活支援課**

次の書類を揃え、在学学校の指定する日までに学校の担当窓口に提出してください。

- (1) 奨学生願書（所定の様式）
- (2) 最新の成績証明書（**学部1年生は高校時の成績証明書**）
- (3) 父母（父母がいない場合は代わって家計を支えている人）に係る~~直近の給与所得の源泉徴収票のコピー~~~~または所得税の確定申告書の写し~~**令和6年度(令和5年分)所得課税証明書**
- (4) 個人情報の取扱いに関する同意書（所定の様式）**（コピー可）※記載省略のないもの**
- (5) 高等学校校長、大学学長等（以下、「学校長等」という。）の推薦書（所定の様式）
- (6) 住民票（同一世帯内全員が表記されたもの）**※(5)は推薦者として決定後、学生生活支援課から依頼するため、申請時は提出不要**

9. 選考及び決定

- (1) 推薦された者について、本財団の選考委員会の選考を経て、理事会が奨学生を決定します。
- (2) 採用決定者については、原則として、6月下旬までに学校を経由して本人に通知します。

10. その他

応募書類の受付後、その記載内容の確認のため本財団の担当者が直接本人と面談を行うことがあります。なお、面談を行う場合には、事前にご連絡します。
また、応募書類の返却はいたしませんので、ご了承ください。

以上

公益財団法人 江間忠・木材振興財団

〒104-0053 東京都中央区晴海三丁目3番3号

TEL: (03) 3533-8228 FAX: (03) 3533-8228

E-mail: info@emachu-foundation.or.jp

担当: 河辺・小林

(別表)
応募資格

1. 学力基準

(1) 高校生 **(学部1年生)**

原則として、高等学校の成績の平均値が3.5以上の者とする。

(2) 大学生及び大学院生の場合

原則として、GPA (Grade Point Average) が2.5以上の者とする。

なお、GPAによる学力基準を適用することが適当でない学校については、これに相当する校内学力基準により判定するものとする。

また、大学1年生については、応募時にGPAがないため、(1)による。

	合格 (単位修得)				不合格
評価	S (秀)	A (優)	B (良)	C (可)	D (不可)
点数	100-90	89-80	79-70	69-60	59-0
G P	4	3	2	1	0

$$G P A = \frac{\text{(履修登録した科目のGP} \times \text{その科目の単位数) の総和}}{\text{履修登録した全科目の総単位数}}$$

2. 家計基準

(1) 高校生の場合

家計基準は、世帯人員、就業者の有無等によって異なります。

家計支持者 (父母、父母がいない場合は代わって家計を支えている人) の収入金額が選考の対象となりますが、収入・所得の目安はおおよ次の金額以内です。

(2) 大学生及び大学院生の場合

家計基準は、世帯人員、就業者の有無等によって異なります。

家計支持者（父母、父母がいない場合は代わって家計を支えている人）の収入金額が選考の対象となりますが、収入・所得の目安はおおよ次の金額以内です。

子供（本人を除き、学生に限る。）の数	金額
0人	980万円
1人	1,050万円
2人	1,150万円

- ・給与所得者：源泉徴収票等の支払金額（税込）
- ・給与所得者以外：確定申告書等の所得金額（税込）